

1. 件名：大洗研究所廃棄物管理施設の廃棄物管理事業変更許可申請書の工事計画の変更届出に関する行政相談
2. 日時：令和5年3月23日（木） 10時30分～10時40分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議卓A（TV会議により実施）
4. 出席者：
  - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門  
立元管理官補佐、伊藤主任安全審査官、望月安全審査専門職
  - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所  
環境技術開発センター次長 他2名  
安全・核セキュリティ統括本部  
安全管理部 施設保安管理課 マネージャー 他1名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料  
なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。それではですね、大洗廃棄物管理のヨウ素相談の
0:00:08	のご相談を始めたいと思いますよろしく申し上げます。
0:00:15	ええと本日につきましてははいただいていた大和田はい九州管理施設の届け出の規定の考え方についての回答を私の方からさせていただきます。  衛藤早速ですが、回答の方させていただきますと思います。
0:00:30	まずですね、
0:00:33	まずいただいていた内容の内容について、届け出対象の行為の範囲についてです。こちらにつきましては、変更許可申請書の竜巻、
0:00:46	そうですね、今現在審査中のものに係る工事は、ほぼ届け出の対象外とすることでですね、対象外である旨を本届け出で、明確にしてください。
0:01:00	それからですね、続きまして、届け出に係る変更日の規定についてです。こちらにつきましては、本工事と、
0:01:10	現在申請中の変更許可申請書の、に係る工事との間には、関連がなく、  変更の費用を起点日を変更許可申請書の第2回の補正の決裁とすることは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:27	適切ではないと考えます。そのため、工事の遅れが判明した時点を起 点日として、速やかに届け出るとともに、本届け出の変更の理由におい て、遅れた便を明確にしてください。
0:01:45	また、今後の今後ですね、今回のように、変更後の交通、工事計画が定 まらない場合であっても、次の通り運用することを求めます。まず、着 工前の工事の場合です。こちらにつきましては工事工事計画における
0:02:04	工事に着手する日等を間に、計画通り工事に着手できないことが判明し た日を変更運用して水戸してください。
0:02:17	それから着工の6社向後の講師の場合です。こちらについては、工事が 完了する日までの間で、計画工事が完了しないことが判明した日を、変 更の日の来て見通してください。
0:02:35	回答⑤なんですけども、まずですね、対象国の工事の他、対象の範囲に ついてですが、こちらについては変更許可申請詳細現在審査している、 申請書に係る工事、
0:02:50	細かく言うと、A棟廃液処理棟の改修、それからβγ固体処理棟4の回 収、A棟固体集積保管場保管場Ⅰの回収データが固体処理棟、
0:03:03	A2の回収、α1、白銅回収、それから廃液貯留施設使用回収及び、結城 廃液、一時格納庫の回収、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:16	ですね、こちらについては原子炉等規制法施行令第14条第5項の規定に基づくものであるので、変更許可申請ですね、において、
0:03:29	広報計画を変更するものであるから、今回の柘植の対象外であると。
0:03:36	下機構内での手続きの明確を図る観点から、今回の届け出の対象外であるものを、本届け出で、明確にしてくださいと、それからですね届け出変更分の形についてなんですけども、
0:03:52	こちらについては、藤真木かですね平成30年6月17章になってると思うんですけども、の工事計画では、続けて対象の車両細部は、
0:04:04	平成30年度に着工完了となっており、原子炉等規制法第26条第2項の規定というのは、工事計画を変更したときは、変更の日から30日以内にその旨を続けること。
0:04:20	を求めているので、変更後の工事計画が定まらない場合であっても、平成30年度の時点で、工事に着工できないことが判明した日を基準日として、
0:04:34	工事計画の変更に係るを続けるを、本来、提出するべきであったというところがございます。
0:04:44	衛藤規制庁他の回答は、以上になりますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:50	原子力機構の方から何か質問とか、或いは不明点ありますか。
0:05:16	元出向イマイです。はい。
0:05:21	回答につきましてありがとうございます。
0:05:24	範囲、それから起点の考え方について拝承いたしました。
0:05:36	他はよろしいですか。
0:05:41	東京事務所提案と。はい。
0:05:46	朝田様、定まらない場合でも変更届を出すということで、適宜、出すようにさせていただきます。またちょっと
0:05:57	今回いただいた件で対応することになりますけどもまた悩み等あれば、相談させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。
0:06:08	はい。特にないようでは行政相談の方はこちらで終了したいと思います。
0:06:14	どうもありがとうございました。
0:06:17	ありがとうございました。
0:06:19	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。